

平成30年度厚生労働科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）
分担研究報告書

「不妊に悩む方への特定治療支援事業」のあり方に関する医療政策的研究

全国115実施主体における「不妊に悩む方への特定治療支援事業」実施状況の調査

研究分担者 小林廉毅 東京大学大学院医学系研究科 公衆衛生学 教授

研究分担者 前田恵理 秋田大学大学院医学系研究科 衛生学・公衆衛生学講座 講師

研究要旨：「不妊に悩む方への特定治療支援事業」は、実施主体である都道府県・指定都市・中核市が、国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2の負担割合で実施する予算事業である。多くの自治体（当該事業実施主体および区市町村）では、国制度に加えて助成回数や助成額の上乗せ支援を単独事業として行っているが、その全体像を示す資料はない。また、医療経済学的分析の基礎資料となる、治療単価に関する公的な調査結果も存在しない。そこで、本研究では当該事業の実施主体を対象に、自治体単独で行う公費負担事業実施状況と受診等証明書記載の領収金額について調査を行い、全115実施主体から回答を得た。平成29年度の全国の助成件数は139,618件、助成人数は87,010人であった。治療ステージ別の平均領収金額は、新鮮胚移植（体外受精）は約38万円、新鮮胚移植（顕微授精）は約43万円、融解胚移植は約16万円であった。また、28県35市（55%）の実施主体で実施主体単独の公費負担事業を実施しており、国制度の年齢制限や所得制限を緩和する事業、助成回数や助成額を上乗せする事業、不妊検査・一般不妊治療や不育症治療に対する助成を行う事業等、内容は多岐にわたった。区市町村の単独事業を含めると、86%（1505/1741）の区市町村において、住民が何らかの追加支援（実施主体単独あるいは区市町村単独のいずれか）を受けられる状況にあった。今後、早期の治療開始につながる要因を検討する地域相関研究や、本研究から得られた治療単価に基づく医療経済学的分析を行っていく。

A.研究目的

「不妊に悩む方への特定治療支援事業」は、実施主体である都道府県、指定都市、中核市が、国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2の負担割合で実施する予算事業であるが、近年の晩婚・晩産化傾向と不妊に対する社会的関心の高まりを受けて、多くの自治体（当該事業実施主体および区市町村）は単独事業として、助成額や助成回数を上乗せする支援事業を実施している。

自治体による様々な支援事業は不妊に対する経済的支援のあり方を検討する上で貴重な情報となるが、全体像を示す資料はない。

また、体外受精1回あたり30万円から40万円程度の治療費がかかることが新聞報道等から知られているが、わが国の生殖補助医療費に関する公的な調査結果は存在しない。生殖補助医療に関する医療経済学的検討の基礎資料として、治療単価を把握

することは極めて重要であるが、全国 604 の生殖補助医療実施施設では、様々なプロトコールのもと治療が行われており、全ての施設に対して個別に治療費の調査を行うのは困難である。

そこで、今後の医療経済学的検討の基礎資料を入手する目的で、全国 115 の当該事業実施主体を対象に、自治体単独で行う公費負担事業の実施状況を調査するとともに、指定医療機関が受診等証明書に記載した領収金額の分布について調査を行った。

B . 研究方法

平成 30 年 8 月 23 日、全国の「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の事務担当者宛(47 都道府県と 68 指定都市・中核市)に郵送及びメールにて調査票(別添)を送付した。調査内容は平成 29 年度の治療ステージ(A~F および男性不妊)別の助成件数、助成人数、指定医療機関が受診等証明書に記載した領収金額の分布(平均値、最大値、最小値)、女性の年齢別助成件数と助成人数、実施主体と区市町村が単独で行う公費負担事業の有無とその内容(平成 29 年 4 月 1 日時点)である。平成 30 年 11 月 6 日までに全ての実施主体から回答を得た。

(倫理面への配慮)

本研究は秋田大学大学院医学系研究科・医学部倫理委員会の承認を得て実施された(受付番号 1981;平成 30 年 6 月 28 日)。

C . 研究結果

(1) 女性の年齢別助成件数と人数

平成 29 年度の全国の助成件数は 139,618 件、助成人数は 87,010 人であった。助成を

受けた女性の年齢の中央値は 36 歳、最頻値は 39 歳であった(図 1)。

(2) 治療ステージ別領収金額

平均領収金額について回答のあった 112 実施主体を対象に、全国の平均領収金額を算出すると新鮮胚移植(体外受精)は約 38 万円、新鮮胚移植(顕微授精)は約 43 万円、融解胚移植は約 16 万円であった(表 1)。男性不妊については、男性不妊単独申請の場合のみ計上する実施主体があったことから、領収金額を調査できたのは 718 件にとどまった。都道府県別(指定都市・中核市を含む)の平均領収金額は大都市を含む都道府県やその近隣府県で高いものの、一定の傾向は見られなかった(図 2)。都道府県別平均領収金額は新鮮胚移植(A 体外受精)とその他の治療(顕微授精、B~F)の間でいずれも中等度~高い相関が示された($r = 0.4 \sim 0.8, p < 0.001$)。

各実施主体に申告のあった領収金額の最大値は幅広く分布し、その中央値は新鮮胚移植(体外受精)で約 60 万円、新鮮胚移植(顕微授精)で約 71 万円、融解胚移植は約 31 万円であった(表 2)。

(3) 自治体単独の公費負担事業

平成 29 年 4 月 1 日時点で実施主体単独の公費負担事業があったと回答した実施主体は 28 県 35 市(55%)であった。国制度の年齢制限や所得制限を緩和する事業、助成回数や助成額を上乗せする事業、不妊検査・一般不妊治療や不育症治療に助成を行う行等、内容は多岐にわたった(表 3)。区市町村の単独助成を含めると、86%(1505/1741)の区市町村において、住民が何らかの追加

助成（実施主体単独あるいは区市町村単独いずれか）を受けられる状況にあった。

D．考察

本研究では「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の実施主体を対象とした調査を行い、女性の年齢別助成人数・件数、生殖補助医療の治療ステージ別の領収金額、実施主体単独/市町村単独の公費負担事業実施状況を明らかにした。女性の年齢別助成件数・人数の情報を用いることで、より若い年齢で治療を受ける者が多い地域の特徴を分析し、早期の治療開始につながる地域的な要因を検討することが可能である。

治療ステージ別領収金額から、わが国の新鮮胚移植（体外受精）の単価は約 38 万円、融解胚移植は約 16 万円と考えることができ、過去の医療経済学的分析（Maeda et al., 2014）や新聞報道等の妥当性が確認できた。一方で、複数の医療機関を受診した場合（投薬・注射・検査のみ近隣の医療機関を受診等）の治療費や院外薬局で調剤された薬代は領収金額に含まれないため、実際に要した治療費はより高額であることに注意が必要である。同一治療ステージ内でも実施主体ごとに、そして同一実施主体内でも申請者ごとに領収金額は大きく異なっていたことから、不妊患者を対象とした意向調査（コンジョイント分析）等、本研究で得られた単価に基づく医療経済学的分析を実施し、治療費が受療行動に与える影響について明らかにしていく必要がある。

実施主体が行う単独助成の内容は多岐にわたり、若い年齢層に限り増額する等、早期治療のインセンティブとなり得る事業がある一方で、年齢制限や所得制限を緩和し助

成回数・助成額を追加する等、広く経済的支援のみを目的とする事業も見られた。今後、地域相関研究等を通じて効果的な助成のあり方を検討していく。また、平成 29 年度の時点で 86%の区市町村に在住する住民が何らかの追加助成を受けられる可能性があることが示されたことから、今後、国制度が受療行動に与えた影響を評価する際にはこれらの追加助成の影響も考慮する必要性が示唆された。

E．結論

「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の実施主体を対象とした調査を実施し、全 115 実施主体から回答を得た。治療ステージ別の単価（体外受精による新鮮胚移植は約 38 万円、融解胚移植は約 16 万円等）を得るとともに、女性の年齢別助成件数・人数、自治体単独の公費負担制度実施状況等、医療経済学的検討の基礎資料を入手した。

G．研究発表

なし

H．知的財産権の出願・登録状況

なし

表1 全国の治療ステージ別 平均領収金額（有効回答数 112 実施主体）

		対象件数（件）	1件あたり 平均領収金額（円）	
A	新鮮胚移植を実施	体外受精	12,160	378,507
		顕微授精	14,751	431,050
B	凍結胚移植を実施	体外受精	18,184	509,307
		顕微授精	28,378	577,012
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	42,887	156,602	
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	4,086	437,310	
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止	12,691	282,320	
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	1,638	142,565	
☆	精子を精巣等から採取するための手術	718	321,973	

表2 実施主体別 治療ステージ別領収金額の最小値と最大値の分布

		領収金額の最小値			領収金額の最大値		
		有効 回答数	中央値	範囲	有効 回答数	中央値	範囲
A	新鮮胚移植を実施						
	体外受精	110	189,843	13,030-451,292	110	599,132	374,290-1,102,697
	顕微授精	110	202,029	58,925-422,940	110	709,916	374,220-1,145,470
B	凍結胚移植を実施						
	体外受精	110	235,405	52,800-596,720	109	834,940	481,583-1,731,622
	顕微授精	110	254,043	94,068-480,010	109	1,067,542	629,555-2,171,140
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	110	65,191	2,979-189,710	110	306,388	167,860-1,629,800
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	102	233,549	70,096-555,990	102	593,723	172,980-1,149,390
E	受精できず または、胚の分割停止、 性、多精子授精などの異常授精等により中止	110	104,807	25,970-296,870	110	539,974	287,726-931,518
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	109	58,140	11,232-243,000	109	239,010	69,937-1,078,562
☆	精子を精巣等から採取するための手術	106	191,949	10,800-555,680	106	486,016	85,000-1,379,250

表3 実施主体単独の助成制度の主な内容

単独助成の内容	実施主体数*
年齢制限なし・緩和	4
助成回数の追加	18
過去に特定不妊治療で出産した場合に改めて助成する場合	11
40歳未満の場合	4
理由は問わない	3
助成額の増額	33
治療区分に応じて	19
2回目以降の治療の場合	14
治療開始後一定期間内・回数内の場合	11
男性不妊の場合	5
35歳未満の場合	2
低所得者の場合	2
所得制限なし	10
男性不妊の場合のみ	2
不妊検査・一般不妊治療の助成	37
不育症の助成	13
その他（余剰胚や精子の凍結融解費用等）	4

* 重複あり

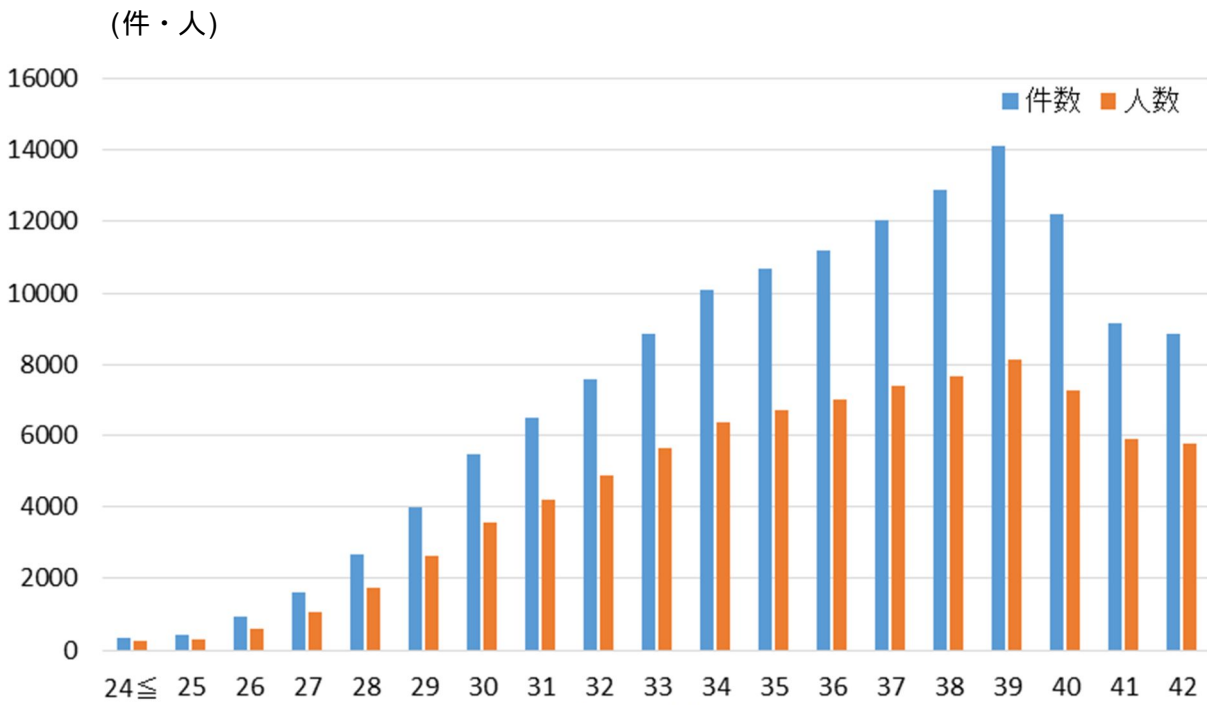


図1 女性の年齢別 助成件数および人数

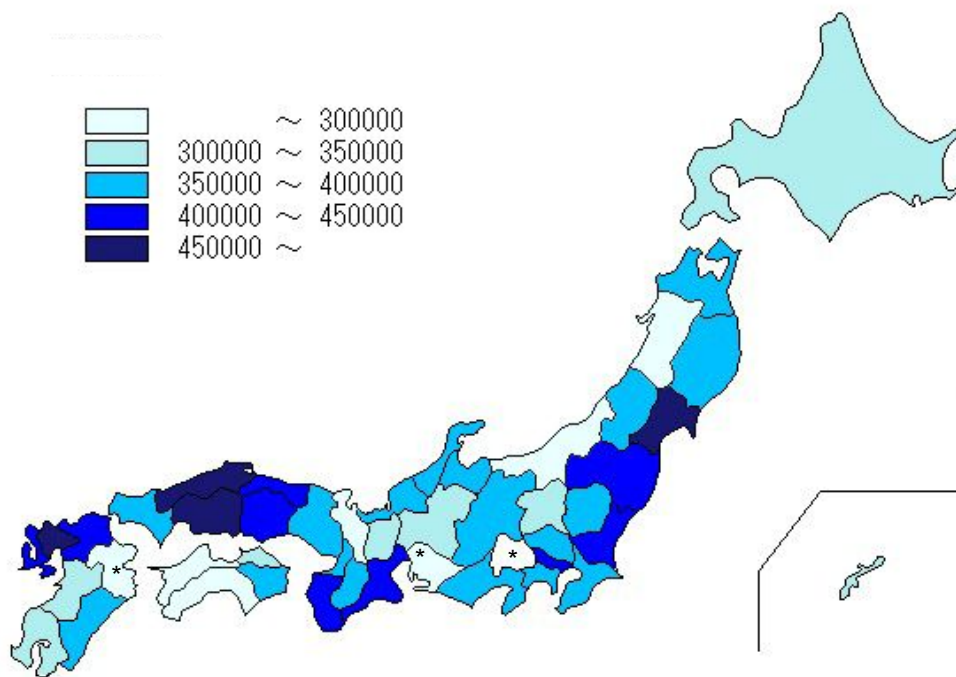


図2 都道府県別* 新鮮胚移植（体外受精）平均領収金額（円）

*山梨県・名古屋市・大分市を除く。

別添

平成 29 年度「不妊に悩む方への特定治療支援事業」 についてお聞きします

自治体名（都道府県・市） _____

部署名 _____

担当者名 _____

メールアドレス _____

1. 治療ステージ別の助成件数と助成人数、受診等証明書に記載された領収金額の平均および最低金額と最高金額をそれぞれご記入ください。なお、「不妊に悩む方への特定治療支援事業」（国制度）で規定された助成部分についてご回答ください。

		助成件数	助成人数	領収金額		
				平均金額	最低金額	最高金額
A	新鮮胚移植を 実施					
	体外受精 顕微授精*					
B	凍結胚移植を 実施					
	体外受精 顕微授精*					
C	以前に凍結した胚を解凍して 胚移植を実施					
D	体調不良等により移植のめど が立たず治療終了					
E	受精できず または、胚の分割停止、変 性、多精子授精などの異常授 精等により中止					
F	採卵したが卵が得られない、 又は状態のよい卵が得られ ないため中止					
	精子を精巣等から採取するた めの手術					

* 体外受精と顕微授精を両方実施した場合は、顕微授精としてご報告ください。

2. 治療者（女性）の年齢別の助成件数と助成人数をご記入ください。なお、国制度で規定された助成部分についてご回答ください。

年齢 (歳)	24 以下	25	26	27	28	29	30	31	32
件数									
人数									

年齢 (歳)	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
件数										
人数										

別添

3. 貴実施主体では、平成29年4月1日時点で、国制度に加えて、不妊治療に関わる独自の公費負担制度を実施していますか？ 当てはまる項目に をつけてください。また、実施している場合にはその後の質問にもお答えください。

- ・() 実施していない
- ・() 実施している

実施していると答えた場合のみご記入ください。

独自の公費負担制度として実施している項目に をつけ、その方法・条件などできるだけ具体的にご記入ください。書き切れない場合は別紙に記載いただくか、資料を添付していただく形でも結構です。

- ・() 対象者の年齢制限の変更を行っている

- ・() 助成回数を増やしている

- ・() 助成金額を増やしている

- ・() 対象者の所得制限の変更を行っている

- ・() 一般不妊治療や不妊検査への助成も行っている

- ・() その他

指定都市、中核市のご担当者の方への質問はここまでとなります。

別添

4. 都道府県のご担当者にお伺いします。都道府県内の区(特別区)市町村独自の公費負担制度の実施状況(平成29年4月1日時点)についてお知らせください。

- ・() 区市町村の実施状況は把握していない。
- ・() 都道府県内に独自の公費負担制度を設けている区市町村はない。
- ・() 都道府県内に独自の公費負担制度を設けている区市町村がある。

独自の制度がある場合、その区市町村名をご記入ください。

書き切れない場合は別紙に記載いただくか、参考資料の添付をお願いします。

ご協力ありがとうございました。